

○議決対象の拡大(地方自治法96条の2項の活用)

民主党	地方自治法第96条2項を活用することで「神戸市行政にかかる基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例」を成立させ、神戸市総合マスタープランや分野別のマスタープラン等を議決対象に追加する。
自由民主党	① 基本計画や長期計画の策定等について、新たに議決対象に加えるべきである。 ② 法定受託事務に係る事務についても、議会の議決事件とするべきである。 (議会の議決すべきことが適当でないと政令で定められたもの以外) ③ 議決対象の人事案件の審議が形骸化している。対象者への質問等ができるよう委員会に付託する事を原則とするべきである。
公明党	神戸市会では、現時点でも地方自治法96条第2項に基づく議決事項として、名誉市民の称号の贈呈、公正職務審査会委員の委嘱または解職について同意の議決を必要とすることになっている。 他の政令指定都市の状況を調べてみた上で、考えられることは、やはり行政計画の策定、変更、廃止にかかる議決、姉妹都市など他の団体との提携、交流などについての議決の類であり、今回の神戸市会基本条例を策定する場合でも、この程度の対象規定でよいのではないかと考える。
日本共産党	二代表制の下、議会は、選挙で選ばれた市民の代表である議員で構成する議事機関であり、神戸市の意思決定機関の役割を担っている。こうした役割からすれば、基本計画など、市の将来に関わるような事項を議決に加えることは当然と考える。あわせて、都市計画決定など、審議会で審議されている内容も加えるべきだと考える。また、一定額以上の出資、出捐についても加えるべきだと考える。兵庫県は2000万円以上としているが、それも参考にすべきではないかと考える。
みんなの党	議決権限の拡大に関しては、拡大には賛成である。具体的には、 1) 市及び各局のマスタープラン、基本計画策定時の素案、中間報告、及び最終報告に関する事 2) あり方検討会などの審議会での委員構成、中間報告、及び最終報告 3) 市が、他団体と結ぶ提携又は協定を議決事件とするべきではないか
自民党神戸	1 基本計画等の重要な行政計画は、議会にて同意するべく条例化する。 2 各局別の長期計画等に関しても、同様とする。
新社会党	基本計画等の重要な行政計画の策定等の他、法定受託事務についても、議決対象に加えるべき
住民投票☆市民力	地方自治法96条2項については、広範で強大な権限を持つ首長・執行機関に対して、議会が対等の権限を担保するうえで、住民自治の原則の観点から、その活用をはかるべきであり、議決対象の拡大が必要と考える。 かつて全国市町村議会議長会が、 ●「基本構想及び基本計画」を議決対象に ●特に住民生活に直結する、高齢者保健福祉や廃棄物処理など個別計画のマスタープランを議決事項に追加 ●事務・事業の民間委託、公害防止協定など私法上の契約で重要なものを議決事項に追加 ●公社及び出資法人等に対し、議会が直接関与できるよう対象を拡大というような基本方針を提起、議決対象の拡大がはかられているのが実情。従って、本市会においても「基本構想及び基本計画」や、市民生活に密着した重要な行政計画について議決対象に拡大し、事前チェックを強化すべきである。
たちあがれ日本	議決対象に、基本計画等の重要な行政計画の策定を加えることは賛成である。ただし、審議にあたっては、大会派のみならず、少数会派も参加させ、意見を十分に聞き取ることを提案する。

○調査権限の在り方と100条委員会

民主党	行政機関を監視する機関でもあるので監視機能を果たすために現行通り必要。
自由民主党	調査権限のあり方と100条委員会について、100条委員会は具体的な事件を念頭に置いたものであり、その委員会での調査は往々に個人への極端な追求の場となり、本来の調査に支障がある場合が見受けられ。運用面の改善が必要。
公明党	<p>議会が有すると規定する法100条の強制権限は、その趣旨からやはり議会に属するものであり、法に規定するごとく所定の手続きに則って、執行されるべきものである。</p> <p>したがって法に規定する常任委員会、特別委員会は、ただちに100条に規定される強制権限を有するものではないが、従前通り、委員会所管の事項についての情報請求権は当然に有しているものであり、これに対して執行機関は特段の事由がないかぎり真摯に応えるべきものである。</p> <p>このことは法の解釈上当然のこととされてきたように思うが、当局との関係においては慣例のごとくとられてきた面もあることから、議会基本条例制定に際しては、明文規定として盛り込むことも必要ではないかと考える。</p> <p>また会派としての情報請求権についてであるが、これまで委員会での決定による情報請求が中心と考えられたが、議会の運営が現実には会派を意見集約、合議の単位として進められていることを見るとき、情報請求権はあるものと考ええる。</p> <p>ちなみに、会派(党派)の存在を地方議会においてどう捉えるか講学上議論のあるところのようであるが、現実に合議機関としての議会の議論を効率よく進めるためには、会派の存在を否定的にとらえるべき理由はなく、むしろ積極的にその活動を正面から活かすべきであると考ええる。これは政務調査費が会派を支給対象としていることから当然とも言える。</p> <p>さらに、このような議論は、政党の理念、政策の違いを地方の現場に持ち込むことで、地方議会の政党化をきたし、イデオロギーを越えた市民生活の現場の議論ではなく、政党間の競争の場と化してしまうことを懸念するものと思われるが、現実にそのような行動を取れば市民の信を失うことになることから、これまでの経験からも懸念するに及ばないものと思料する。</p> <p>次に、議員個人の情報請求権については、特段明文規定もないが、慣例的には情報請求に対して執行機関が事実上情報提供を行ってきたという状態にある。</p> <p>前述したように合議機関として議会の活動は、人員面でもまた権限においても強大な執行機関を相手に監視を行い、政策提案や条例制定を行っていく以上、志を同じくする集団としての会派を中心に、委員会、本会議での場で情報請求を行い、それをもとに議論を尽くすことが、市民の付託に応えるための効果的、効率的活動の姿であると考えますが、市民の代表として選挙で選出された議員個人の調査権を否定することは、妥当ではないと考えます。</p> <p>ただ、逆に議員個人の調査権もひいては、今述べたように、議会が全体として、調査権、議決権、条例制定権などをもって執行機関を監視、指導するものであることを考えるとき、会派や委員会そして議会全体の調査権行使に資するものであるべきという内在的制約は当然ある。</p> <p>このような趣旨において、議員個人の調査権について明文の規定をおくことは妨げないものと考えます。</p> <p><付記:会派についての規定設置如何></p> <p>前述したように、議会における会派の存在意義、機能を積極的に捉えるならば会派に関する規定を議会基本条例に設ける必要もあるように感じる。</p> <p>今回の議論のテーマではないが、次回以降のテーマとして検討してはどうかと提案する。</p>
日本共産党	議会として積極的に対応すべき。村岡事件の際には、100条調査権が付与されたにもかかわらず、発動されることがなかった。先般、問題になった環境局汚職事件や交通局の不正事件、ならびに、今回、明らかになった環境局の不正事件等は、積極的に100条調査権も活用して、真相解明に全力をあげるからこそ、市民の議会に対する信頼を深めることにつながると考える。また、学識経験者も加えた調査機関も設置できることになっており、積極的に検討すべきと考える。なお、現状の情報、資料の提供は、情報公開条例を盾に、情報開示が遅れたり、情報開示されない部分も多く残されている。こうした点の改善も不可欠だと考える。また、議員独自の調査も欠かせない。議員は独自に市政問題をチェックするために様々な調査を行っている。議員の調査活動にも必要な権限を付与し、必要な情報、資料の提供も行われるべきであると考えます。
みんなの党	<p>調査権の強化には賛成である。</p> <p>1) 議決により学識経験者で構成する調査機関を設置することが出来るが、一方で議員の参加も許される。</p> <p>2) 委員会での資料請求権に関しては、1名からでも行なうことが出来る。</p>

自民党神戸	<p>1 調査権限は現状ですとする。</p> <p>2 100条委員会は、常任・特別委員会単位にて発議し、本会議の議決の元に設置する。</p>
新社会党	法改正に及ぶ課題も含まれることから、今後の課題として考えるべき。
住民投票☆市民力	<p>議会の調査権限の在り方については、地方自治法上特に大きな問題はないが、強いて言うなら、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●委員会等において、執行機関・当局は議員の求めに対して、積極的に情報開示に努める。(例えば、先の不正経理処理問題の際も当局は情報開示に消極的だった。) ●特に常任委員会において、重要事案に対しては、委員会の求めに応じて、市長・副市長が積極的に出席して、説明責任を果たす。 ●100条委員会については、立法趣旨に基づいて設置された場合、その権限をフルに使うって真相解明にあたるとともに、市民からの陳情・請願についても積極的に応じる。(先の元議長収賄事件を教訓に。) <p>などがあげられるが、いずれも当局側、議会側の姿勢の問題であり、条例などで明文化してまで担保することでもないとする。</p>
たちあがれ日本	<p>100条委員会をみだりに設ける必要はなく、関係する常任委員会における審議で足りると考える。</p> <p>その際、委員外議員の出席について配慮をすべきである。</p> <p>さらに、学識経験者等の意見の聴取も必要に応じて考えるべきである。</p>

○地方自治法176条問題(議会の再議の扱い)

民主党	議会の議決権限に対して、再議決は首長の権限(対抗手段)であり、現行でよいのでは。(ただし、事例を研究していないので調査する必要があるかもしれません。)
自由民主党	地方自治法176条による長の再議制度について「一般的拒否権」と「特別拒否権」を認めているが、二元代表制の観点から特に「特別拒否権」については問題があると言わざるを得ない、議会は行政機関の一部ではない事を明確化するため、他都市とも連携して地方自治法改正を求めるべきであると考えます。
公明党	<p><法176条の問題> 議会と執行機関の長が対立した場合、その内容が違法であると長が判断したとき、知事の裁定や司法機関での判断を規定している。 この規定は、議会が立法機関というよりむしろ行政機関たる位置づけにあるとする根拠となっているようであるが、もとより我々は議会は立法機関であり、長よりもきめ細かく民意を反映すべき機関であることから、いかに選挙で選ばれたとは言え、選出基盤も選出の前提も異なる知事にその判断を仰ぐとする規定に妥当性はなく、当然ながら長及び議会を構成する議員を選出した市民に判断を仰ぐべきものであり、見直すべき規定であると考えます。 さらに民主性の担保のない司法機関が、純然たる法解釈の問題であればいざしらず、政策や予算の妥当性についてはそもそも判断すべき立場にはなく、それが単純に長の予算提出権を侵しているかどうかという問題では、むしろ判断を留保すべきものであり、やはり民意に判断を委ねるべきである。 ただし、この地方自治法の規定を議会基本条例で排除することはできず、国会における議論に委ねるしかない。</p>
日本共産党	議決については本来、議会の裁量範囲とすべきではないかと考える。ところが、議会の違法性を根拠とする特別拒否権について、現行法では、首長、都道府県知事、総務大臣等、行政・政府当局に、議決を取り消す手段を保障している。ところが、議会としてそれに対抗するには裁判のみ、というのは問題があると考えます。
みんなの党	将来の検討課題とし、現行検討としない。
自民党神戸	法律範囲内ですとする。
新社会党	法改正に及ぶ課題も含まれることから、今後の課題として考えるべき。
住民投票☆市民力	<p>この問題は地自法の見直しが必要であり、議会として独自で明文化するのはまだ無理があると考えます。 例えば問題点として、 ●「収支不能再議」は、議会が再議決しても「収支不能」が解決されるわけでもなく、廃止して一般再議に統合すればいい。 ●「義務費削減再議」も、議会の予算決定権を否定するものであり、廃止してこれは争訟制度が担保されている違法再議に統合すればいい。 など、176条は首長優位の色彩が強いと考えます。</p>
たちあがれ日本	<p>議決事項については、執行機関側との事前調整が行われており、通常、地方自治法第176条による再議が発動される事案は生じてこなかった。 今後においても、再議に付するような事態を生じないよう、執行機関側との調整に努めるべきであると考えます。</p>

○通年議会

民主党	年2回の会期とし、2月に第1回定例会を6月末まで開会し、9月中頃に第2回定例会を12月中頃まで開催する。
自由民主党	通年議会将来的には目指すべき、導入時には「三重県議会」で導入されているような、年2回の会期制も検討に値すると思われる。 長による専決処分をなくす、いつでも議会が対応出来る体制を作る。その際執行機関の事務負担の軽減、委員会等への当局側出席者絞込みなどを行い、通常業務に支障ないようなシステムをつくる。
公明党	長の専決事項をなくすために、また積極的な議会での議論、検討、政策提案、条例制定などを進めるためには、長の議会招集を待たずいつでも活動できるように、議会の会期を通年化することが望ましいと考える。 ただし、執行機関の業務をいたずらに妨げたりすることは回避しなければならず、基本条例を制定する場合には、議会として長と協議して効果的、効率的な議会運営に努めることもあわせて明記すべきであろうと考える。
日本共産党	通年議会にはメリットとデメリットがある。メリットとして、市長の専決処分がなくなるということ、また、議長が本会議を招集できるということがあげられる。逆に、デメリットとなる部分も多い。とくに、一事不再議の取り扱いが問題になってくる。現在、議会ごとに多くの市民が、請願、陳情を提出、口頭陳述を行うなど、市民の議会、市政参加の大きな手段ともなっている。こうした機会は、市政に対する態度に関係なく、さらに広げるべきだと考える。ところが、通年議会で一事不再議とされれば、請願、陳情が激減する可能性も否定できない。これは、市民から議会を遠ざけることにもつながると考える。また、長期間の会議日程の場合、「状況の変化」という理由で、一事不再議にあたらぬとする対応も可能だが、「誰が何を持って状況の変化」とするのかが曖昧である。また、市長の専決処分がなくなるという点については、いいことではあるが、緊急に本会議開会となれば、議会や会派の日程にも影響が出ることも懸念される。また、当局側の日程や業務に与える影響も考えられる。こうした点を含めて、市民の政治参加、議会への関心を高めることにつながるのかどうかという点を基本的に議論することが必要だと考える。なお、参考人招致や公聴会の開催はいまでも実現は可能であり、もっと積極的に活用すべきだと考える。そのために必要な日程を確保することも、可能であると考え
みんなの党	通年議会には賛成である。 先ず前段階として定例会招集を2回に改め、議事運営等の効率化を目指してはどうか。 同時に、会期等の見直しに関する検証検討プロジェクト会議を設置し、引き続き定例会年2回制を継続するか、通年議会を目指すかを討議すべきである。 又、議会日程に関しては職員とのコンセンサスをはかる。
自民党神戸	1 若干の期間延長をして、専決処分の減少を図るべきである。 2 緊急を要する場合の市長にしかない市会開会権の問題は、過去を振り返っても、余り改善の必要性を感じない。
新社会党	長の専決処分がなくなる、議員提案の議案はいつでも提出・受理できる、委員会の閉会中の継続審査の手続が不用など、議会が機動的に活動できるため、長期間の会期設定、あるいは通年議会を導入すべき
住民投票☆市民力	原則的に「通年議会」に賛成。 できる限り専決処分がないよう、議会チェックが出来る機会を担保すべき。
たちあがれ日本	通年議会とすべきであると考え。これにより、本会議や委員会の総括質疑を2～3日間とするなど、審議の充実を図るべきである。

○本会議における質疑の在り方

<p>民主党</p>	<p>* 一問一答について ・一問一答方式は原則導入。ただ、再質問からの導入を考えており、今後、具体的な方法や持ち時間等の検討が必要。 * 反問権について ・反問権の趣旨を確認することにとどめる。(首長側の方が、圧倒的に情報等を把握しているため。) ・一般質疑・一般質問制度の創設 代表質疑・質問は、交渉会派に限ることとし、非交渉会派等は、一般質疑・質問制度を創設することによって発言時間を担保する。なお、交渉会派についても持ち時間の中で発言することができる。(本会議の日程を拡大する。) * 議員間討議について ・議員間討議は、一定の制限を設けながら導入することを検討。</p>
<p>自由民主党</p>	<p>「一問一答」議会活性化の為に項目ごとに区切り論点を明確にする一問一答方式を導入すべき。すでに委員会では一問一答方式に近い形で再質問が行われており、導入は問題ないと思われる。 「反問権」反問権については質問の内容、意味合いの確認及び事実誤認のある場合の指摘程度に制約すべきである。執行機関の長である首長が持つ情報量と職員の数等一方的に優位な立場にある為。 「議員間討議」この度の検討会等特別に設置する委員会等では有効と思われる。 「質疑時間の厳格化」決められた質疑時間をオーバーする事の無いよう、議長が厳格に時間の管理を行うべき。ルールを守るという基本的な姿勢を確立させる。</p>
<p>公明党</p>	<p>まず、一問一答方式はこれまで神戸市会としては採用してこなかった。審議の効率を考えてのことであったように思われるが、この方式を禁止すべきとする積極的理由もあるようには思えない。 要は、限られた時間のなかで、効果的かつ市民にわかりやすい議論を行うことがより重要であることから、一問一答方式での質疑も可能とし、従来の質疑方式でも一問一答方式でも質疑者の自由で委ねてはどうかと考える。</p>
<p>日本共産党</p>	<p>これまでも、質疑の論点を明確にするために、一問一答の導入を求めてきた。是非、早急に導入するよう提案したい。その際、答弁時間と質問時間は分離すべきだと考える。答弁時間等によって時間が延びることも考えられるが、十分な審議時間を保障するために、本会議開催日数を増やすことも必要だと考える。 反問権については、現状では適当ではないと考える。本会議質問については、事前に通告もしており、質問の趣旨を問う反問権は必要ないと考える。議員、会派は、市政をチェックするために独自の調査で、各種の資料やデータも収集する努力を行っている。しかし、当局と比べて、情報量に大きな差があることは否めない。こうした元で反問権を設定することには問題があると言わざるを得ない。当局にとって都合の悪い質問が出された場合、「反問権」という形で、議員が所持しない資料等を元に「反問」すればいたずらに時間を費やすとともに、議員の質問の趣旨からそれてしまうことにもつながりかねない。強いては、議会、議員の行政チェック機能を弱らせることにもつながる、との懸念は払拭できず、賛成できない 議員間討議については、各議員はそれぞれの立場で行政をチェックする努力を行っている。当然、議員によって、施策に対する意見も様々であることは自明である。たとえば、神戸空港についても、賛成の議員と反対の議員がいる。仮に、この問題で議員間討議を行っても、議論は平行線をたどり、一致することは困難である。議員間討議に時間を費やすればするほど、それだけ行政へのチェック機能がおろそかになることも否めない。議員間の討議自体は否定はしないが、事前に「合意形成」を諮って、執行機関に対抗することを基本にしようとすることは、市民の多様な意見を行政に反映させるという議会の役割を否定することにもつながりかねない。政府などへの意見書案や議会として一致できる範囲で政策提起する場合に、議員間討議を行うことは有効だと考える。</p>

<p>みんなの党</p>	<p>一問一答に関しては、賛成である。 反問権に関しては、将来的にあり方を考えるべきである。 本会議における議員間討議に関しては、委員長報告の際に、議員間で質疑が行なわれてもよいと考える。 又、一問一答であれば問題はないと考えられるが、3回までという質疑、質問の回数制限を撤廃、質疑、質問者の答弁時間内であれば何度でも再質疑、質問出来るようにすべきと考える。 質疑、質問時間の延長と答弁時間からの分離を行なうべきである。 (延長は具体的にどれくらい?)</p>
<p>自民党神戸</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本会議における代表質問は、自らが主張することを中心に、あくまで演説調とする。 又、市長答弁も演壇からの演説調の答弁を行う。 答弁回数は1回で了とする。 2 現在の議案外質問に関しては、名前を一般質問とし、最終日に、ある程度の時間をとって、同一会派でも複数の議員が質問できるようにする。 その際には、やりとり従来ルールでの3回以内とする。 3 本会議での一問一答は無理がある為、原則禁止とする。 4 本会議での反問権については、議員側の質問質疑における政策提案能力の向上の後に、改めて議論する。 5 議員間討議は本会議ではなく、委員会単位にて行う。 又、三重県議会で見られたような「検討会」と言ったような新しい公式な議論の場を作る。
<p>新社会党</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・わかりやすい議論を確保し、議案の審議を十分深めるためにも、一問一答方式も選択できるようにすべき ・質疑の論点を整理し、争点を明確にするため、執行機関に反問権を付与すべき ・政策の論点や課題を明確化し、審議を深め、議員の資質向上を図るためにも議員間討議は採用すべき
<p>住民投票☆市民力</p>	<p>本市会においては、ここが改革の重要ポイントのひとつと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●現行の会派別「議案外質問」を議員別「一般質問」に改め、議員個人の質問として、平等に時間配分を行う。(例えば、一人30分) ●論点がわかりやすいように、議員の求めに応じて「一問一答」制を採用、ともすると当局の答弁時間が長いので、「質問」時間だけをカウントする。 ●議員の求めに応じて、本会議でも当該局長の答弁を許す。 ●市長ら執行機関側の「反問権」については、論点整理のための「質問」なら「一問一答」ですればいいが、議会質問そのものを否定するような「反問」は議会のチェック機能を侵害するものであり、議会より広範で強力な権限を維持している執行機関にあえて付与する必要はない。 ●本会議における議員間討議は、議員提案議案以外は不要である。 ●その他 <ul style="list-style-type: none"> ・承認人事案件等の議会報告は従来通りで問題ない ・発言時間については、「一般質問」新設で増やすべき ・質問時間と答弁時間の分離は賛成 ・本会議日程は、「一般質問」新設で増やすべき ・会派別「代表質疑」と、議員別「一般質問」に改めるべき
<p>たちあがれ日本</p>	<p>一問一答については、質問者に選択が認められるようにすることに賛成である。 反問権についても、経験上、執行機関側に認めるべきであると考ええる。 議員間討議については、現在においても行われていると認識しており、改めて制度化する必要はないと考える。 なお、執行機関側の答弁について、市長以外の答弁を広げるべきであると考ええる。</p>

○委員会活動の活性化

<p>民主党</p>	<p>・毎月開催になるのであれば、担当部局の業務内容ごとに審議や討議、質問などができるようにしていけば、内容の濃い委員会運営ができると思います。 ・当局の出席者の人数が多すぎるので、課長以上の出席でよい。 ＊テーマ設定について ・重要なテーマを複数設置し、政策の検証が行われる方法を導入し、市民の意見反映等ができるシステムを創る。</p>
<p>自由民主党</p>	<p>「テーマの設定」テーマを設定すると、かえって議論が狭まる可能性があり、注意が必要。 「出先機関の視察」各常任委員会の所管する局の出先機関を任期4年間(委員が変更しても)のうちすべて視察し、状況の把握を行い改善すべき点を示す。その際当局側の負担を減らす為、説明職員は現地職員を基本とする。管内視察が形骸化している根本的に見直すことが必要。</p>
<p>公明党</p>	<p>これについては、議会の会期を通常議会とすれば結果として、議論すべき対象も増え、活性化を図れるものと思われるが、委員長のもと、執行機関からの議案のみならず、委員会独自の調査、そしてそれにもとづく政策提案、条例提案にかかる議員相互の議論を活発に行う努力が求められる。 議会基本条例には必ずしも規定する必要はないかと思うが、議会活動の中心を委員会に置くとすれば、理念的、宣言的規定として設けることもかまわないと考える。</p>
<p>日本共産党</p>	<p>テーマを設定して、深い議論を行うことは否定するものではない。しかし、毎回の委員会で、テーマ以外の質疑も必ず保障すべきだと考える。また、議員間討議を主とするのか、当局への質疑を中心とするのかで、必要度は変わってくると考える。なお、テーマ設定にあたっては、委員全員で検討することが必要だと考える。</p>
<p>みんなの党</p>	<p>委員会活動の活発化には賛成である。 期間を決めて特定のテーマを集中的に議論することのみならず、定期的に委員会内で当局を除いた“議員間討議”を行うことによって議会として論点の形成に努力するべきではないか。 硬直化しているともいえる委員会のあり方について、議論するべきではないか。 事例1)外特委の審査対象を常任委員会にまわしてはどうか。 そして外特委では、現在審査対象外となっている出資比率50%未満の団体から役員の出席を求めて事業概要の聴取、質疑をおこなってはどうか。 事例2)“区政特別委員会”等を設置して地域の行政に議会がもっと関与するべきではないか。 当局からの事業説明は、効率化に努め、資料の配布時期に関しては開催の2週間前を目指すべきではないか。 委員会資料に関しては事前にネットで公開し、市民も共有するべき。</p>
<p>自民党神戸</p>	<p>1 前述した様に、「意見表明」の際に、委員長にご苦労頂く事になるが、もう少し議員間討議の場所作りを行う。 2 又、別途「検討会」と言った場所作りを行い、テーマに応じて議員間討議の機会を増やす。 3 いずれの場合でも、議員間討議の目標は議会全体の意見の集約を図る事とすることであり。各議員がそのことをしっかりと意識するべきである。 但し、時間経過にはある程度の限界をつけ、最後は多数決採決を行う。 4 一つのテーマを掘り下げていく姿勢は大事な事と考える。 5 もちろん、一問一答形式を推進すると共に、反問権(議員提案に対しての反問及び質疑質問の不明点に対しての反問)については、議会側の実力を鑑みながら、認める方向性で検討する。 6 質疑・質問時間と答弁時間の管理を分ける。</p>
<p>新社会党</p>	<p>委員会日程を増やし、十分な審査日程を確保しつつ、委員会ごとに研究テーマを設定して調査・研究を行うべき。その際、議員間自由討議も取り入れるべき</p>

住民投票☆市民力	<ul style="list-style-type: none"> ●テーマ設定 従来通り, 臨機応変でいいと考える ●その他 <ul style="list-style-type: none"> ・予特, 決特での大部局の審査日程拡大 必要に応じて協議 ・常任委員会の開催日数増 月に1回程度, 必要に応じて協議 ・常任委員会資料の1週間前配布 賛成 ・外特委の審査対象拡大 現行どおりで可, 必要があれば常任委で質疑
たちあがれ日本	<p>委員会は, 月2~3回開催してもよいと考えており, テーマを設定して行うことにも賛成である。</p> <p>また, 委員会(予算・決算)の質問順について, 現状では大会派順であるが, 緊張感を与え, 活発化に資するためにも抽選制とすることを提案する。</p> <p>さらに, 全会一致で採択した請願・陳情については, その処理経過を毎月でも委員会で報告させるべきであると考えている。</p> <p>なお, 本会議における場合と同様, 執行機関側の答弁について, 局長以外の答弁を広げるべきであると考えている。</p>

○予算編成過程や議案の賛否のための情報開示

民主党	<p>・予算編成過程の状況については、執行部が議員に情報公開し、議員が議論に加わることができたらよい。</p> <p>・三重県議会のように予算に議会の政策と事業がもっと反映できる仕組みが必要。(予算編成権が首長にあることを前提に)</p>
自由民主党	<p>① 予算編成に関与できる環境を整える。予算編成に関わる「仮称:政策立案委員会」的な委員会を立ち上げる。</p> <p>② 行政の意思決定過程のチェック。予算・決算等、当局における意思決定過程に議会が関与できるようにする。</p> <p>③ 議会の政策立案能力を高める事がなにより重要である</p>
公明党	<p>* 圧倒的な情報量を有する執行機関からの情報提供がなければ、議会側の監視機能や政策立案機能も十分に発揮できないことは明らかであり、予算編成過程や議案の賛否のための情報開示については、執行機関は特段の事情がない限り、当然、真摯に応えるべきものである。</p> <p>* ただ、調査権限のところでも触れたが、これらの情報開示の請求については、執行機関との関係において慣例のごとく行われてきた面もあることから、議会基本条例の制定に際しては、議会が執行機関に求める情報請求権として明記することも必要ではないかと考える。</p>
日本共産党	<p>現在提供されている資料、情報は限定的といわざるを得ない。予算の編成過程はもちろん、各施策についても確定に至る経過の透明化も求められているが、そうした情報は提供されない。さらに、資料・情報提供の迅速化も必要だと考える。議会への情報開示はもちろんのこと、各議員、会派が求める情報、資料についても迅速な対応が必要だと考える。質問との関連で必要な情報についても、情報公開条例を盾に提供が遅れたり、提供されない場合もある。こうしたことは、議会の調査権を著しく阻害する。</p>
みんなの党	<p>予算編成過程や議案の賛否のための情報開示は必要不可欠である。</p> <p>各局の予算編成過程、予算要求内容を12月議会に事前開示し、質疑をへて予算原案に対する議会としての意見を市長に提出してはどうか。</p> <p>こうした手続きを経た後に改めて市長に3月議会で予算案を上程していただいてはどうか。</p>
自民党神戸	<p>1 編成過程の開示の必要性は認められない。</p> <p>2 むしろ、予算編成の前に「予算教書」を議会から市長に提出し、その後市長より提出された予算案を、その教書と比較する事で、チェック機能の強化を図る。</p> <p>3 例えば、9月市会終了と同時に「予算教書検討会」を開会するなど、別項(政策立案・提言機能)にて議論して欲しい。</p>
新社会党	<p>議会審議を通じて政策水準の一層の向上をはかり、審議が深められるよう、必要かつ分かりやすい情報を開示するよう努めるべき</p>
住民投票☆市民力	<p>これは「議会改革」というより、むしろ「行政改革」のいつかんとして当局に進めてもらいたい。</p> <p>特に、予算編成過程の「見える化」は何度も質疑・要望しているように、行政の説明責任を果たす観点で、さらに積極的に進めてほしい課題である。</p>
たちあがれ日本	<p>執行機関側は、よく「選択と集中」を強調するが、どのような複数の考え方からどういう理由で選択したのかその過程の具体が見えず、市民からも見えない状況である。</p> <p>現状において、予算や議案を審議するに充分ではないと考えておりもっと思い切った、情報開示を進めるべきである。</p> <p>また、会派の予算要望については、少数会派に対して説明の機会が設けられていないが、少なくとも国会における質問主意書のごとく、文書によるやりとりは確保すべきであると考えます。</p> <p>逆に、議員にしか入ってこない情報もあり、双方の情報の非対称性を解消する必要がある。</p>